

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡小川町大字青山字神名沢 二〇八八番一地从から 同郡同町大字青山字味正作 七一六番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・四八〇 一五・一一</p>	<p>八・二三〇 一三・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四二二・二二三</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>交通安全施設整備工事による。</p>		<p>備 考</p>